

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

国の緊急的な生活対策及び雇用対策に伴い、新たに基金を設置する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

| 名 称 | 設 置 目 的 |
|-------------------|--|
| 鳥取県ふるさと雇用再生特別基金 | 本県の雇用失業情勢の実情にかんがみ、県及び市町村が創意を凝らして、県内における雇用再生のために、県内の求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、継続的な雇用機会の創出を図ること。 |
| 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金 | 離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施し、これらの者の生活の安定を図ること。 |
| 鳥取県妊婦健康診査支援基金 | 市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。 |

(2) 施行期日は、次のとおりとする。

ア 鳥取県ふるさと雇用再生特別基金 公布日

イ 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金及び鳥取県妊婦健康診査支援基金 規則で定める日

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の提出理由

県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、企業立地事業及び事務管理部門雇用創出事業の助成に係る要件を緩和する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 平成21年2月1日から平成23年3月31日までの間に、製造業を営む中小企業者が新たに県内に工場等の新設又は増設を行う事業（以下「新增設事業」という。）に係る知事の認定を受ける場合には、当該事業に係る投資額の要件は、5,000万円以上（現行 1億円以上）とする。

(2) 事務管理部門雇用創出事業に係る事業に係る知事の認定を受ける場合には、当該事業に係る新規常時雇用労働者数の要件は、5人以上（現行 10人以上）とし、県内転入者の限度は2人（現行 5人）とする。

(3) 施行期日は、平成21年2月1日とする。